

会津若松市防犯カメラ設置等補助事業 質問一覧表

番号	質問内容	回答
1	補助金の交付を受けることができる対象者を教えてください。	町内会等（自治会）で、次の要件を備えたもの。 ○営利を活動の目的としていない ○町内会等の代表者等が暴力団員でない者及び暴力団等と関係を持たない者
2	補助に該当する防犯カメラの要件を教えてください。	次の要件を全て満たす防犯カメラです。 ○防犯を目的としたもの。 ○公共の場所（道路、公園等不特定多数の人が自由に行き来する場所）を撮影するもの。 ○特定の場所に固定してあるもの ○録画機能があるもの。
3	補助を受けるための条件を教えてください。	補助対象となる防犯カメラは、次のとおりです。 ○町内会等が所有し、設置したもの。 ○町内会等の総会等で防犯カメラの設置や設置費用について、同意が得られていること。 ○住居や事業所の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民や事業者等の同意が得られていること。 ○「会津若松市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った防犯カメラ設置・運用規程が整備されていること。
4	不法投棄を監視するカメラは補助対象となりますか。	防犯カメラは、地域の防犯を目的とした地域防犯活動を保管するためであるため、「監視」を目的としたカメラは対象外です。
5	補助対象経費を教えてください。	機器等の購入費や設置工事費が補助対象経費です。また、防犯カメラの設置を示す看板の作成費や設置費も対象となります。
6	補助額を教えてください。	防犯カメラ購入・設置工事費の合計額の2分の1 （1町内会等につき1年度あたり上限20万円、1,000円未満切り捨て） 【補助金額と町内会等の負担額の算出例】 例1）防犯カメラ購入・設置工事費 305,800円の場合 305,800円×1/2（補助率）=152,900円 1,000円未満切り捨てのため152,000円（補助額） 305,800円-152,000円=153,800円（町内会等負担額） 例2）防犯カメラ購入・設置工事費 429,440円の場合 429,440円×1/2（補助率）=214,720円>200,000円 ※429,440円に補助率を乗じて得た額が補助上限を上回るため、補助額は上限額である200,000円となります。（補助額） 429,440円-200,000円=229,440円（町内会等負担額）
7	撮影する範囲にきまりはありますか。	防犯カメラは公共の場所の撮影を目的としており、設置にあたっては個人宅などの私的空間や不必要な個人の画像が撮影されないよう撮影範囲を必要最小限に限定する必要があります。カメラの角度調整を行いつつカメラを設置するなど、プライバシー保護や肖像権に十分配慮して、設置場所や撮影範囲を決定してください。

8	設置した後の維持管理費用（ランニングコスト）は、補助の対象ですか。	設置後の電気料や点検・修繕等の維持管理費用は補助の対象外です。そのため、設置した町内会等でご負担いただく必要があります。 ※参考 防犯カメラ維持管理にかかる費用 ○電気料 月約500円×12か月=6,000円/年 ○電柱共架料 1本当たり1,320円（税込）/年 合計 約7,320円/年
9	設置後の維持管理はどのようにすればよいのですか。	設置後1年に1度は清掃や故障の有無について点検が必要です。また、落雷時による故障等も考えられますので、保障内容をよく確認していただき、必要に応じて保険の加入もご検討ください。また、設置の際に、保守や定期メンテナンスについて事業者によく確認してください。
10	リースやレンタルは、補助金の交付対象ですか。	当該事業は、購入費用の一部を補助する単年度事業のため、町内会等が購入かつ所有した防犯カメラが補助対象となります。従って、分割や月額でのリースやレンタルの防犯カメラは補助の対象外です。
11	補助対象外経費は、どのようなものがありますか。	各種代行手数料（電柱への設置に関する申請書類作成代行手数料等）、各種申請手数料（電柱への設置に関する手数料等）、各種代金振込手数料、予備のSDのカード代、将来にわたる保守整備代金等は補助対象外経費です。 なお、個人名義（個人のアカウントを含む。）により物品購入した場合や個人名義のクレジットカード等により支払いした場合は補助対象外となりますので、特にご注意ください。
12	防犯カメラが設置されている旨を表示する場所はどこがよいですか。	この表示は、あらかじめ防犯カメラが設置され、撮影していることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるものです。防犯カメラの設置場所付近の見えやすい場所に表示してください。（必ず所有者等の同意を得てください） また、この表示の使用については、防犯カメラの運用期間中に表示内容が消失することがないように、耐用性のあるものにしてください。（例えば、テープ等で作成した簡易的な表示にした場合、テープ等が風雨の影響や経年劣化により剥がれ落ちるおそれがあります。） なお、町内会等で看板を作成する場合は「防犯カメラ作動中」、「設置者の名称」を明記し、60cm×20cm程度で作成してください。 例) 防犯カメラ作動中 ○○町内会
13	補助金の交付申請を行った場合は、必ず交付されますか。	補助金は予算の範囲内で交付するものです。そのため、予算上限に達した場合、申請いただいても交付できない場合があります。また、年度内（令和9年3月31日）に補助金の交付まで完了することが条件のため、年度末に申請いただいても場合、工事計画によっては申請を受付できない場合があります。
14	「防犯カメラの設置及び運用に関する規程」はなぜ必要なのですか。	撮影された画像を自由に見ることができ、画像データを取り出せる状況は、プライバシーを侵害する恐れがあります。このため、管理責任者、操作取扱者を指定して、目的・必要性等を踏まえた上で、適切な管理運用を行う必要があります。このように、防犯カメラを適切に管理運用するためには、一定の基準を定め、関係者が共通の認識を持つことが必要です。

15	「防犯カメラの設置及び運用に関する規程」は、どのように作成すればよいのですか。	市では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるように「会津若松市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」公表しました。また、規程（例）も参照いただき、町内会等で協議してください。
16	工事はどのタイミングで開始できますか。	事前協議書を経て交付申請書を提出していただいた後、その内容が適切と認められた場合は、市から交付決定通知書を送付します。工事は、必ずこの通知書が送付された後に開始してください。（補助金の交付決定前に工事を開始した場合は、補助金を交付することはできません。）
17	録画一体型タイプの防犯カメラを電柱に共架した場合、SDカード等の抜き差しはどのように行うのですか。	電柱での作業は、許可を受けた業者が行うこととなります。保守メンテナンス契約によってそのような作業も含まれるものもありますので、設置業者や保守業者等にご確認ください。
18	補助を利用して設置した防犯カメラはどのタイミングで撤去できますか。	補助金交付により設置しているため、5年間は継続して運用してください。修繕が必要な場合は、自治会の負担により修繕をしてください。町内会等の都合により5年以内に防犯カメラを撤去する場合は、交付した補助金額を返還していただく場合があります。
19	防犯カメラ本体や留め具等が落下するなど、事故が発生した場合はどうなりますか。	町内会等の責任のもと、適切にご対応ください。
20	防犯カメラの設置について、町内会等の総会等で話し合わなければならない理由は。	防犯カメラは、犯罪の防止に役立つ一方、特定の場所における不特定多数の個人の行動を撮影・記録するものであるため、地域の住民の方への配慮や個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラを設置したことにより、後々、地域でプライバシー等にかかるトラブルが発生しないよう、総会などで住民の方々の合意を形成した上で設置することが必要です。また、設置費用やその後の維持管理費など町内会等で負担すべき費用も継続であることから、十分に総会等で協議し合意形成を図ってください。

21	<p>やむを得ず撮影範囲に住居や事業所の一部が撮影範囲となる場合、その住居の住民や事業者等の同意は必要か。</p>	<p>同意は必要です。同意書等は事前協議には必要な書類となることから、前もって住居の住民や事業者等で話し合いなどにより同意が得られるか確認して手続きをすすめてください。また同意書は任意様式となります。</p> <p>【同意書の例】</p> <p>防犯カメラ設置に係る撮影の同意書</p> <p>〇〇〇〇（以下「設置者」という）が設置する防犯カメラについて、私の（居住する建物・土地）の一部が撮影範囲に含まれることについて、下記の通り承諾し、同意します。</p> <p>1. 設置場所：[具体的な住所や場所]</p> <p>2. 撮影範囲：[〇〇の駐車場、玄関先、〇〇の庭など具体的に]</p> <p>3. 目的：[防犯上の目的]</p> <p>4. 管理：[撮影したデータは管理者が適切に管理し、目的外に使用しないこと]</p> <p>令和〇年〇月〇日 住所：〇〇〇□□ 氏名：〇〇 〇〇 設置者：[団体・個人名] 印（個人名・事業者）</p>
22	<p>防犯カメラを設置する場合、所有者の同意以外にどのような手続きなどが必要ですか。</p>	<p>公園等の施設に設置する場合には、その施設管理者との協議のうえ、施設への設置許可を得る必要があります。また、道路上の設備（街路灯など）に設置する場合には、その設備管理者と協議のうえ、道路占用許可や道路使用許可を取得する必要があります。</p>
23	<p>私道や民有地の使用に対して許可が取れない場合は。</p>	<p>防犯カメラの設置場所が、私道や民有地の場合は、土地等使用承諾書等の提出を求めますが、民有地部分の許可が取れない場合は当該設置場所についての申請を行うことはできません。</p>
24	<p>町内会等加入者も多くいる中で、町内会等加入者のみの合意で防犯カメラを設置した場合、自治会未加入者とのトラブルが生じる可能性がある。問い合わせや苦情を受けた場合、どのように対処すればよいですか。</p>	<p>設置後にトラブルとならないよう、町内会等での合意形成を行ってください。また、町内会等で防犯カメラの設置及び運用に関する規程を策定し、規程の内容を町内会等で十分周知するとともに、管理責任者等の指示のもと規程に沿った適切な運用を行ってください。なお、設置後に加入した住民にも説明の上同意を得るようにしてください。</p>
25	<p>警察から画像の提供依頼があった場合、どうすればよいですか。</p>	<p>要請のあった警察署と町内会等の管理責任者等で調整してください。なお、外部からの画像提供依頼があり提供するか判断に迷った際は、危機管理課交通防犯グループまでご相談ください。</p>

26	<p>工事業者に見積書の作成を依頼しますが、何か注意することはありますか。</p>	<p>業者によっては、購入費及び設置工事費等の金額が異なる可能性があるため、複数業者から見積を取り寄せましょう。業者は市内・市外問いません。 また、見積書の作成依頼を行う場合は次の点にご注意ください。 【注意】 ○内訳をしっかりと記載してください。（□□工事一式□□□円」というような、詳細がわからない記載方法は認められません。） ○見積書に「設置場所」を記載してください。 ○見積書の中に補助対象外経費（電柱への設置に関する申請書類作成代行手数料、電柱への共架手数料など）が含まれている場合は、補助対象外経費と明記するか、補助対象外経費を見積書から除外してください。 【見積書記載例】</p> <p style="text-align: right;">見積書</p> <p style="text-align: right;">令和□年□月□日 株式会社□□□</p> <p>□□町内会 様</p> <p>合計金額（税込） 280,500円</p> <p><内訳></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 設置場所</td> <td>□□町□□1-2-3（□□町内会館前）</td> </tr> <tr> <td>・防犯カメラ</td> <td>20,000円×1台=20,000円</td> </tr> <tr> <td>・録画装置</td> <td>35,000円×1台=35,000円</td> </tr> <tr> <td>・設置工事費</td> <td>一式 150,000円</td> </tr> <tr> <td>・諸経費</td> <td>一式 50,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">小計 255,000円 消費税 25,500円</p>	1 設置場所	□□町□□1-2-3（□□町内会館前）	・防犯カメラ	20,000円×1台=20,000円	・録画装置	35,000円×1台=35,000円	・設置工事費	一式 150,000円	・諸経費	一式 50,000円
1 設置場所	□□町□□1-2-3（□□町内会館前）											
・防犯カメラ	20,000円×1台=20,000円											
・録画装置	35,000円×1台=35,000円											
・設置工事費	一式 150,000円											
・諸経費	一式 50,000円											
27	<p>市の補助を受けずに町内会等が独自に設置する場合は、書類の作成や市への報告、市からの指導が必要なのか。</p>	<p>独自に設置する場合におきましても、個人情報保護のための措置をとっていただく必要がありますので、市のガイドライン等を参考に規程等の作成をお願いします。市への報告等は不要で、市からの指導もありません。</p>										
28	<p>町内会等の総会等で説明する際に、市の担当者が隣席することはできるのか。</p>	<p>まずは事前相談において理解を深めて頂きたいと考えております。なお、補助制度やガイドライン等に限り説明が必要な場合は隣席することも考えております。</p>										
29	<p>申請書類等を一から作成することは労力がかかるので、申請書類のデータをダウンロードできるようにしてもらいたい。</p>	<p>申請書類につきましては相談において紙でお渡ししますが、市HP上においてもダウンロードできます。</p>										
30	<p>町内会等の負担が大きいと感じるが、なぜ市が設置しないのか。</p>	<p>市としましては、防犯カメラを数多く設置することを目的とした事業ではなく、費用負担があつたとしても防犯カメラの設置を必要とする町内会等を支援するために制定した事業となります。</p>										
31	<p>福島県警や商工課などの補助金と二重申請はできますか。</p>	<p>本補助事業との二重申請を行うことはできません。</p>										